**平成２９年（フ）第６８号**
茨城県稲敷市駒塚1002番地３
債務者　人見まち子
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２９年（フ）第７８号**
茨城県稲敷市沼田2650番地96
債務者　工藤　孝徳
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２９年（フ）第４２号**
長野県諏訪郡下諏訪町5566番地１
債務者　村野　新二
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２９年（フ）第８７７号**
名古屋市中村区稲葉地本通２丁目18番地　アヴェニュー23　703号、従前の居所名古屋市港区新川町４丁目１番地の２　センチュリーパーク新川１番館803号
債務者　中村　　剛（旧姓蟹澤）
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第９６０号**
名古屋市中川区吉津３丁目1603番地　松下北荘Ｔ－１棟406号
債務者　竹藤　裕美
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第２０号**
高知県宿毛市中央７丁目８番19号　リファインドハイツ301
債務者　德田　竜三
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
高知地方裁判所中村支部

**平成２９年（フ）第２１号**
高知県宿毛市中央７丁目８番19号　リファインドハイツ301
債務者　德田　　渚
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
高知地方裁判所中村支部

**平成２９年（フ）第１８６号**
沖縄県那覇市小禄５丁目２番地４　ア・ドリーム高良２－Ｂ
債務者　安次富小巻（旧姓新原）
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２９年（フ）第２６号**
青森県北津軽郡中泊町大字小泊字砂山1084番地１　花丘団地５号棟１－２、旧住所青森県北津軽郡中泊町大字小泊字小泊19番地３
債務者　お菓子のきむらこと　木村　　茂
1　決定年月日時　平成29年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２９年（フ）第２７号**
青森県北津軽郡中泊町大字小泊字砂山1084番地１　花丘団地５号棟１－２、旧住所青森県北津軽郡中泊町大字小泊字小泊19番地３
債務者　木村　順子
1　決定年月日時　平成29年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２９年（フ）第３０号**
青森県つがる市木造菊川植野１番地25
債務者　佐々木健司
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２９年（フ）第１７４号**
沖縄県那覇市久茂地２丁目24番３号
債務者　饒波　貴子
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２９年（フ）第８８２号**
札幌市厚別区大谷地東５丁目９番２号　ＴＡＭＡ５号館101
債務者　高見　　勇
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１０３１号**
札幌市西区八軒９条東４丁目４番６号　ハイム舟津205号
債務者　滝本　敬則
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１１０３号**
札幌市中央区南15条西７丁目２番37号　スワン南15条ハイツ３階３号
債務者　大倉　深雪
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１１１７号**
札幌市中央区南10条西16丁目１番18―205号
債務者　新谷　紘章
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部